

## 第21期 第3回 佐賀県内水面漁場管理委員会

日 時 令和3年5月11日(火) 14:00から

場 所 佐賀市天神2丁目1番36号

グランデはがくれ 2F 背振の間

### 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について(協議)  
P1~13

(2) 令和3年度コイの義務放流免除について(協議)  
P14~17

(3) 漁業法及び漁業調整規則の罰則について(報告)  
P18~20

(4) その他

4 閉 会

## 出席者名簿

### 佐賀県内水面漁場管理委員会

委員	有吉	敏和	様
委員	坂本	兼吾	様
委員	中村	さやか	様
委員	藤村	美穂	様
委員	青木	正敏	様
委員	田中	和宏	様
委員	草野	剛	様
委員	今川	一洋	様

### 海区漁業調整委員会事務局

事務局長 中牟田 弘典

### 佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長 寺田 雅彦  
主任主査 永江 康生

## 佐賀県内水面漁場管理委員会指示第 号(案)

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び同法第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和3年5月 日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有 吉 敏 和

## 1 指示の内容

次に掲げるコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。)は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ
- (3) PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

## 2 指示の期間 令和3年 5月18日から令和4年 5月17日まで



暮らし・子育て



健康・福祉



しごと・産業



観光・文化・スポーツ



県土・まちづくり



県政情報

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [県政情報](#) > [条例・規則・公報](#) > [佐賀県公報・公示・審議会情報](#) > [公示](#) > [令和2年](#) > [5月](#) > [漁業法に基づくコイの放流禁止](#)  
[ホーム](#) > [組織\(部署\)から探す](#) > [農林水産部](#) > [水産課](#) > [漁業法に基づくコイの放流禁止](#)

## 漁業法に基づくコイの放流禁止

最終更新日：2020年5月15日 | 農林水産部 水産課 TEL：0952-25-7144 FAX：0952-25-7274 [✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

### 佐賀県内水面漁場管理委員会指示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和2年5月15日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会長 北嶋 博 卿

#### 1 指示の内容

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の内水面に放流してはならない。ただし、県内の内水面で採捕したコイをその場で再放流する場合は、この限りでない。

- (1) 県内外の公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面で採捕されたコイ
- (2) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された養殖場で養殖されたコイ
- (3) PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、その結果コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

#### 2 指示の期間 令和2年 5月18日から令和3年 5月17日まで

このページに関する  
お問い合わせは

農林水産部 水産課  
電話：0952-25-7144  
ファックス：0952-25-7274  
[✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

(ID:74321)



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。  
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

[別ウィンドウで開きます](#)

[ページの先頭へ](#)

[ホームページについて](#) [携帯（ガラケー）サイト](#) [リンク集](#) [サイトマップ](#)

佐賀県庁(法人番号 1000020410004) 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1-59 Tel:0952-24-2111（代表）

[交通アクセス](#)

[庁舎案内](#)

[各課へのお問合せ](#)

# 内水面漁場管理委員会指示一覧表

令和3年3月31日現在

指示番号	指示年月日	一部改正 年月日	指 示 事 項	有効年月日	改廃年月日
内 2 4 号	昭51・12・20	令3・3・31	2月1日から2月末までヤマメ採捕禁止	-	現存
内 2 8 号	昭61・5・9	〃	六角川のうち河口堰から住ノ江橋までの間、ムツゴロウの採捕禁止	令5.12.31	現存
内 5 6 号	平31・3・26	〃	北山ダム及び同ダム流入河川における投網使用での魚類採捕禁止期間(4.1~5.31)禁止	令5.12.31	現存
内 5 7 号	平31・3・26	〃	佐賀市大和町の嘉瀬川の頭首工から惣座橋まで魚類採捕禁止	令5.12.31	現存
内 5 8 号	平31・3・26	〃	松浦大堰堰軸から上流・下流50メートルの間水産動物の採捕禁止	令5.12.31	現存
内 6 0 号	令2・5・17	〃	県内すべての川のコイの持ち出し禁止 令和2年5月18日~令和3年5月17日	令3.5.17	現存
内 6 1 号	令2・7・30	〃	筑後大堰堰軸から上流・下流300メートルの間水産動物の採捕禁止	平7・7・31	現存

## 漁業法（抜粋）

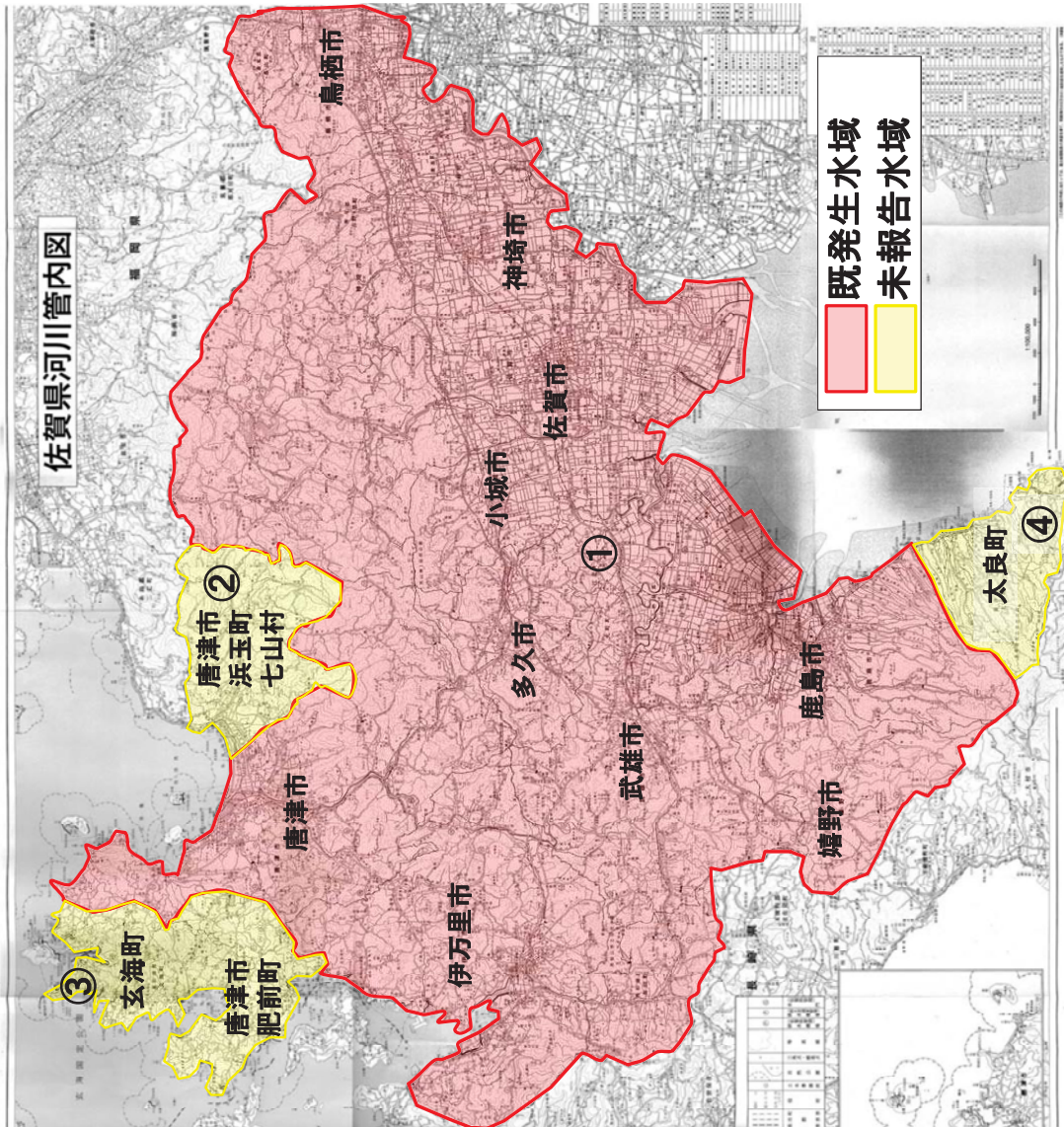
(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第二百二十条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権(第六十条第一項に規定する漁業権をいう。以下同じ。)又は入漁権(同条第七項に規定する入漁権をいう。次条第一項において同じ。)の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

(内水面漁場管理委員会)

第七十一条 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。ただし、その区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖の規模が著しく小さい都道府県(海区漁業調整委員会を置くものに限る。)で政令で定めるものにあつては、都道府県知事は、当該都道府県に内水面漁場管理委員会を置かないことができる。

- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕、養殖及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。ただし、第一項ただし書の規定により内水面漁場管理委員会を置かない都道府県にあつては、当該都道府県の知事が指定する海区漁業調整委員会が行う。



# コイヘルペスウイルス(KHV)病発生状況：旧市町村別（令和3年3月31日現在）

年度	市町村	死亡数	市町村	死亡数	市町村	死亡数		
平成16年度	佐賀市(旧佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村)	12,383	市町村		市町村			
	唐津市(旧唐津市、相知町、北波多村)	209	佐賀市(旧佐賀市)	1	発生確認なし	0		
	鳥栖市	214	唐津市(旧唐津市、旧蔵木町)	7				
	多久市	44	武雄市	79				
	伊万里市	1	嬉野市(旧嬉野町)	3				
	武雄市(旧武雄市)	13	4市	90				
	鹿島市	13						
	小城市(旧小城市、三日月町、芦刈町)	570	平成20年度					
	嬉野市(旧塩田町)	3	市町村	死亡数				
	神埼市(旧神埼町、千代田町)	5,295	発生確認なし	0				
	川副町	3,264						
	東与賀町	2,563	平成21年度					
	久保田町	373	市町村	死亡数				
	吉野ヶ里町(旧三田川町)	954	鳥栖市	27				
	みやき町(旧中原町、北茂安町、三穂町)	144	1市	27				
上峰町	1,615							
10市6町	27,658	平成22年度						
		市町村	死亡数					
平成17年度	佐賀市(旧佐賀市)	65	市町村	死亡数				
	鳥栖市	7	有田町	85				
	鹿島市	5	1町	85				
	伊万里市	14	平成23年度					
	武雄市	12	市町村	死亡数				
	嬉野市(旧塩田町)	7	発生確認なし	0				
	白石町(旧白石町、有明町)	372						
	有田町(旧西有田町)	5	平成24年度					
	6市2町	487	市町村	死亡数				
			発生確認なし	0				
	平成18年度	佐賀市(旧佐賀市)	3	市町村	死亡数			
		神埼市(旧神埼町)	1	市町村	死亡数			
		武雄市	9	発生確認なし	0			
		鳥栖市	9					
		4市	22	平成25年度				
			市町村	死亡数				
平成19年度		佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数			
		唐津市(旧唐津市、旧蔵木町)	7	市町村	死亡数			
		武雄市	79	発生確認なし	0			
		嬉野市(旧嬉野町)	3					
		4市	90	平成26年度				
				市町村	死亡数			
		平成20年度	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数		
			唐津市(旧唐津市、旧蔵木町)	7	発生確認なし	0		
			武雄市	79				
	嬉野市(旧嬉野町)		3	平成27年度				
	4市		90	市町村	死亡数			
				発生確認なし	0			
	平成21年度		佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数		
			唐津市(旧唐津市、旧蔵木町)	7	発生確認なし	0		
			武雄市	79				
嬉野市(旧嬉野町)			3	平成28年度				
4市			90	市町村	死亡数			
				発生確認なし	0			
平成22年度			佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数		
			唐津市(旧唐津市、旧蔵木町)	7	発生確認なし	0		
			武雄市	79				
		嬉野市(旧嬉野町)	3	平成29年度				
		4市	90	市町村	死亡数			
				発生確認なし	0			
		平成23年度	佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数		
			唐津市(旧唐津市、旧蔵木町)	7	発生確認なし	0		
			武雄市	79				
	嬉野市(旧嬉野町)		3	平成30年度				
	4市		90	市町村	死亡数			
				発生確認なし	0			
	平成24年度		佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数		
			唐津市(旧唐津市、旧蔵木町)	7	発生確認なし	0		
			武雄市	79				
嬉野市(旧嬉野町)			3	平成31年度(令和元年度)				
4市			90	市町村	死亡数			
				発生確認なし	0			
平成25年度			佐賀市(旧佐賀市)	1	市町村	死亡数		
			唐津市(旧唐津市、旧蔵木町)	7	発生確認なし	0		
			武雄市	79				
		嬉野市(旧嬉野町)	3	令和2年度				
		4市	90	市町村	死亡数			
				発生確認なし	0			

## コイヘルペスウイルス(KHV)病対応区分：旧市町村区分

- KHV病検査対象旧市町村  
太良町、玄海町、旧呼子町、旧鎮西町、旧肥前町、旧浜玉町、旧七山村の旧7町村
- KHV検査を実施しない旧市町村：KHV病が既に確認されている旧市町村、KHV病は未確認だが既発生水系の流域である旧市町村  
上記以外の地区(旧市町村区分)





水産第 277 号  
令和 3 年 4 月 26 日

《各市町水産担当課長、河川事務所》 様

佐賀県水産課長

水温上昇期における KHV 病対策について（依頼）

平成 16 年 5 月に県内で初めて発生が確認された KHV 病については、現在までに県内各地で発生が確認されています。その間、まん延防止のために、大変な御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

KHV 病によると思われるコイの斃死報告数は、平成 16 年度が約 28 千尾であったものが、平成 17 年度から平成 22 年度まで 0～500 尾で推移し、平成 23 年度以降は斃死の報告はありません。

しかしながら、このウイルスは 15～25℃ で活発に活動することから、水温が上昇するこれから先、再発及び新たな発生の恐れがあります。

つきましては、現在、県内全域にコイの持ち込み、放流を禁止する等の内水面漁場管理委員会指示を発動しておりますので、引き続き遵守していただくよう関係者に対し、一層の周知をお願いするとともに、異常なコイに関する通報があった場合には、昨年引き続き KHV 病対応マニュアルに従った対応をしていただくようお願いいたします。

また、関係機関の KHV 等担当者名簿を作成したいと思っておりますので、別添様式により、令和 3 年 5 月 14 日（金）までに、下記担当までメールまたは FAX で回答をお願いいたします。

佐賀県 農林水産部 水産課 玄海創生・栽培資源担当 横田、吉田 TEL：0952-25-7145 FAX：0952-25-7274 E-mail：yokota-satoshi@pref.saga.lg.jp
--



水産第 277 号  
令和 3 年（2021 年）4 月 26 日

《内水面漁協》様

佐賀県水産課長

水温上昇期における KHV 病対策について（依頼）

日頃より、本県水産業の振興に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 16 年 5 月に県内で初めて発生が確認された KHV 病については、平成 22 年 8 月に斃死の報告があつて以来、県内での発生は認められていません。

しかし、このウイルスは 15～25℃ で活発に活動することから、水温が上昇するこれから先、再発や新たな発生の恐れがあります。

つきましては、現在、県内全域にコイの持ち込み、放流を禁止する等の内水面漁場管理委員会指示を発動しておりますので、引き続き遵守していただくとともに、コイの斃死があつた場合には、最寄りの市町役場（内水面担当課）、または下記担当あてに速やかに御連絡くださいますようお願いいたします。

担当：佐賀県農林水産部水産課  
玄海創生・栽培資源担当 横田・吉田

TEL：0952-25-7145

FAX：0952-25-7274

休日連絡先：090-6779-9806

（有明水産振興センター公用携帯）

# KHV病対応マニュアル

令和3年4月

佐賀県農林水産部水産課

本マニュアルに関して、不明な点がございましたら、  
佐賀県農林水産部水産課 玄海創生・栽培資源担当（TEL：0952-25  
-7145）までご連絡下さい。

## 目次

コイの異常を発見、または通報があった場合に最初に確認すること

### 作業内容

#### I. 天然水域

【検査対象地区となっている場合】

【検査対象地区となっていない場合】

#### II. 釣り堀・個人の池

【検査対象地区となっている場合】

【検査対象地区となっていない場合】

#### III. 養殖場

### 連絡先

平日

土日曜・祝日

参考：ホームページ情報

## コイの異常を発見、または通報があった場合に最初に確認すること

- 天然水域（河川、クリーク、池など）、釣り堀・個人の池、養殖場で、コイの異常や斃死ゴイ発見の通報を受けた関係機関は、
  - ・「コイだけが斃死している場合（KHV病が疑われる場合）」か
  - ・「コイ等、コイ以外も斃死している場合」か以上、2点を確認してください。
- 前者の場合には、該当の関係機関は、次の「作業内容」に従って、斃死状況の記録、斃死ゴイの処分等を行ない、県水産課までご連絡ください。
- 後者の場合には、最寄りの保健福祉事務所に対し、通常に対応をするよう要請してください。調査票提出の必要はありません。

## 作業内容

- 現場に到着したら、はじめに、発見者の連絡先、通報時刻、場所、斃死ゴイの尾数・種類など、斃死状況を別添の調査票に記録してください。
- 次に、現場が検査対象地区かどうか確認してください。

### 検査対象地区

唐津市（浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村）、玄海町、太良町

## I. 天然水域

### 【検査対象地区となっている場合】

- 斃死状況の記録が終わったら、検査用の検体（3尾程度）を採取してください。但し、検査は、腐敗が進んだ検体では実施できませんので、検体は、極力、斃死直後と思われるもの、異常な遊泳行動をしているもの、弱っているものを選んで採取してください。
- 採取した検体は、次の1. 2. 3. のうち、いずれかの方法で処理後、個別にビニール袋に入れて冷蔵保存（発泡スチロール容器又はクーラーボックスなどに氷を入れてください）し、直ちに、玄海水産振興センター、または有明水産振興センターに連絡（下記連絡先参照）して調査票と共に持ち込んでください。
  1. コイをそのまま。
  2. コイの頭部だけを切り取って。
  3. エラ蓋をハサミで取り除き、露出したエラを2～3枚、ハサミで切り取って。
- 上記の2、又は3の方法で処理する場合には、使用する包丁やハサミ等は、別々

のものを使用してください。

- 当日、水産振興センターに持ち込めない場合は、検体を冷凍保存して水産振興センターの指示に従ってください。  
なお、土・日曜、祝祭日の連絡は、有明水産振興センター公用携帯（下記連絡先参照）までお願いします。
- 検体の採取が終わったら、速やかに、斃死ゴイを回収し、焼却処分場などの専用の施設で適正に処分していただきますよう協力をお願いします。
- 斃死ゴイの回収、処分が終わったら、調査票により結果を  
県水産課までFAX（0952-25-7274）してください。

#### 【検査対象地区となっていない場合】

- 検査用の検体採取の必要はありません。斃死しているコイを速やかに回収、処分し、その後、調査票により回収実績を県水産課までFAXしてください。

## II. 釣り堀・個人の池

#### 【検査対象地区となっている場合】

- この場合、当該所有者に対して、KHV病の検査をする前に、次の2点について同意を得ておいてください。
  1. 結果は公表されること。
  2. 陽性が確定した場合には、生き残っているコイも含め、速やかに処分する必要があること。
- 検査用の検体の採取、持ち込み方法、斃死コイの処分方法、水産課への連絡等は、天然水域と同様です。

#### 【検査対象地区となっていない場合】

- 検査用の検体採取の必要はありません。斃死したコイについてのみ、速やかに回収、処分を行い、その後、回収実績を県水産課までFAXしてください。
- この場合、既に周辺地域は、感染地域となっておりますので、池に生き残ったコイを処分する必要はありません。
- ただし、その後、生き残ったコイが斃死した場合は、速やかに回収し、適正に処分するよう所有者に要請してください。
- なお、釣り堀については、県内外にコイの移動（出荷、釣り客のコイの持ち帰り）を行っている場合、まん延防止の観点から検査を実施し、移動禁止等の措置を行う必要がありますので、その事実を確認してください。

### Ⅲ. 養殖場

- 養殖場からコイの異常や斃死コイ発見の通報を受けた場合は、速やかに有明水産振興センターに連絡してください。
- 養殖場の周辺地域が、KHV病が確認されている、いないに関わらず、検査を行う必要があります。
- 現場の状況の聞き取り、検査用の検体の採集等は、センター職員が実施します。
- この場合、センター職員が現場に不慣れと考えられることから、市町職員の立ち会いをお願いします。
- また、斃死したコイの処分についても、御協力をお願いします。

### 連絡先

#### 平日

佐賀県農林水産部水産課 玄海創生・栽培資源担当（TEL：0952-25-7145）  
（FAX：0952-25-7274）

玄海水産振興センター（TEL：0955-74-3021）

検査対象市町村

唐津市（浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村）、玄海町

有明水産振興センター（TEL：0952-66-2000）

検査対象市町村

太良町

#### 土・日曜、祝祭日

有明水産振興センター公用携帯（TEL：090-6779-9806）

検査対象市町村

唐津市（浜玉町、呼子町、鎮西町、肥前町、七山村）、玄海町、太良町

### 参考：ホームページ情報

KHVの発生状況は、佐賀県ホームページ（[www.pref.saga.lg.jp](http://www.pref.saga.lg.jp)）→サイトメニューの中の「しごと・産業」のアイコン→農林水産業→水産業→KHV病（コイヘルペスウイルス病）情報→検査結果一覧表の順にクリックすれば最新情報がわかります。

議 題 2

(案)

内 水 委 第 号  
令和3年5月 日

佐賀県知事 山 口 祥 義 様

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有 吉 敏 和

令和3年度のコイの義務放流免除について（依頼）

第5種共同漁業権に係る令和3年度増殖目標量については、別添公告のとおり決定し、その完全実施についてご指導をお願いしたところですが、令和3年5月11日開催の第21期第3回佐賀県内水面漁場管理委員会での協議の結果、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るためには今年度もコイの義務放流は免除すべきとの結論に至りましたので、速やかに必要な措置を講じられますようお願いいたします。

担 当：佐賀県水産課 漁業調整担当 寺田、永江  
(内水面漁場管理委員会事務局)

電 話：0952 - 25 - 7145

F A X：0952 - 25 - 7274




**佐賀県** 人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり

[Foreign Language](#)
[防災](#)
[救急](#)

背景色 [A](#) [A](#) 標準
 文字サイズ [拡大](#) 標準

[暮らし・子育て](#)
[健康・福祉](#)
[しごと・産業](#)
[観光・文化・スポーツ](#)
[県土・まちづくり](#)
[県政情報](#)

[ホーム](#) > [分類から探す](#) > [県政情報](#) > [条例・規則・公報](#) > [佐賀県公報・公示・審議会情報](#) > [公示](#) > [令和3年](#) > [3月](#)  
 > [第5種共同漁業権に係る令和3年度増殖目標量](#)  
[ホーム](#) > [組織\(部署\)から探す](#) > [農林水産部](#) > [水産課](#) > [第5種共同漁業権に係る令和3年度増殖目標量](#)

### 第5種共同漁業権に係る令和3年度増殖目標量

最終更新日：2021年3月30日 | 農林水産部 水産課 TEL：0952-25-7144 FAX：0952-25-7274 [✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

### 公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第171条第3項の規定により、令和3年度における第5種共同漁業権に係る増殖目標量を

次のとおり定めた。

令和3年3月26日

佐賀県内水面漁場管理委員会  
会 長 有 吉 敏 和

 [第5種共同漁業権に係る令和3年度増殖目標量](#) (PDF：49.4キロバイト)

このページに関する  
 お問い合わせは  
 農林水産部 水産課  
 電話：0952-25-7144  
 ファックス：0952-25-7274  
[✉suisan@pref.saga.lg.jp](mailto:suisan@pref.saga.lg.jp)

(ID:79847)

このマークがついているリンクは別ウィンドウで開きます



※資料としてPDFファイルが添付されている場合は、Adobe Acrobat(R)が必要です。  
PDF書類をご覧になる場合は、Adobe Readerが必要です。正しく表示されない場合、最新バージョンをご利用ください。

あなたが最近チェックしたページ	<a href="#">[すべての履歴を削除]</a>
2021年3月31日更新 <a href="#">佐賀県内水面漁場管理委員会指示について</a> <a href="#">[削除]</a>	

## 第5種共同漁業権に係る令和3年度増殖目標量

漁業権番号	漁業協同 組合名	魚種名	義務放流 数量	寸法	産卵場 造成	禁漁期間及び 禁漁区域 (漁業調整規則及び 行使規則で定めてい るものを除く。)	特記事項
内共第1号	川上川	ヤマメ	32kg	全長 10cm	—		
		アユ	21 "	" 6 "	—		
		コイ	6 "	" 10 "	—		
		オイカワ・カワムツ	15 "	" 9 "	—		
内共第2号	古湯地区	ヤマメ	470kg	全長 成魚 25cm 稚魚 5cm	—		
		コイ	100 "	" 20 "	—		
		オイカワ・カワムツ	10 "	" 10 "	—		
内共第3号	玉島川	ヤマメ	270kg	全長 18cm	—		
		アユ	595kg	" 10~17 "	—		
		コイ	50 "	" 40 "	—		
		オイカワ・カワムツ	4 "	" 6 "	—		
		ウナギ	8 "	" 30 "	—		
		シロウオ	—	—	—		
モクズガニ	520kg	甲幅 4cm	—				
内共第5号	相知町伊岐佐	ヤマメ	15kg	全長 11cm	—		
		アユ	10 "	" 7 "	—		
		コイ	18 "	" 25 "	—		
		フナ	10 "	" 17 "	—		
		オイカワ・カワムツ	1 "	" 10 "	—		
		モクズガニ	25 "	甲幅 5 "	—		
筑後川 内共第3号	佐賀県有明海	コイ	250kg	全長 10cm	—		
		フナ	90 "	" 20 "	—		
		ウナギ	280 "	" 20 "	—		
		テナガエビ	70 "	" 7.5 "	—		
		モクズガニ	120 "	甲幅 5 "	—		

水産第492号  
令和2年(2020年)5月15日

関係各漁業協同組合 代表理事組合長 様

佐賀県農林水産部水産課長  
(公印省略)

令和2年度のコイの義務放流免除について(通知)

令和2年度のコイの義務放流については、令和2年3月19日付け水産第3452号で放流量を示すとともにその完全実施を指導したところですが、コイヘルペスウイルス病感染域の拡大防止のため、今年度のコイの義務放流を免除することとしたので通知します。

なお、コイの放流を中止しても義務放流を怠ったことにはならないことを申し添えます。

担 当 : 水産課漁業調整担当 藤崎、永江
電 話 : 0952 - 25 - 7145
F A X : 0952 - 25 - 7274

## 資料 3

### 漁業法改正と罰則の体系

- ✓ 改正法において、特定の水産動植物の採捕禁止違反の罪、密漁品の譲受け等の罪を新設し、法定刑は、個人に対する罰金の最高額（3,000万円）を規定。無許可漁業や漁業権侵害の罪に対する罰金の上限も引上げ、全体として罰則を引上げ。
- ✓ 停泊命令等を法律に明記し、命令違反者に対する罰則を引上げ。

違反行為	改正前		改正後	
	懲役	罰金	懲役	罰金
特定水産動植物の採捕（第189条第1号）	—	—	3年	3,000万円
違法に採捕された特定水産動植物の運搬等（第189条第2号）	—	—	3年	3,000万円
漁獲当てを設定されていない者が採捕（第190条第1号）	3年	200万円※1	3年	300万円
漁獲割当割合保有者が保有する年次漁獲割当量を超えて採捕（第190条第1号）	3年	200万円※1	3年	300万円
採捕停止命令、停泊命令等違反（第190条第2号）	3年	200万円※1	3年	300万円
停泊命令等違反（第190条第2号）	2年	50万円※2	3年	300万円
無許可、禁止漁業違反（第190条第3号、4号、8号）	3年	200万円	3年	300万円
漁業権又は入漁権に基づかずに positioning 漁業・区画漁業を営む（第190条第7号）	3年	200万円	3年	300万円
大臣許可漁業の許可、漁業権に付けた条件違反（第190条第5号）	3年	200万円	3年	300万円
知事許可漁業の許可に付けた条件違反（第193条第2号）	6月	10万円※3	6月	30万円
海区漁業調整委員会等の指示に従うべき旨の知事命令違反（第191条）	1年	50万円	1年	50万円
漁獲量の報告義務違反（第193条第1号）	6月	30万円※1	6月	30万円
検査拒否・妨害・忌避等（第193条第4号）	6月	30万円	6月	30万円
漁業権又は組合員行使権を侵害（第195条）		20万円		100万円

※1 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法） ※2 農林水産省令 ※3 漁業調整規則

※ 「採捕の許可」の無許可…佐賀県漁業調整規則第58条第1項 6月 10万 6月 10万

※ 「採捕の許可」の条件違反…佐賀県漁業調整規則第58条第1項 6月 10万 6月 10万



内水面に適用される漁業法の罰則一覧（旧漁業法との比較）

罰則条項	関係条項		違反内容	改正前		改正後		改正前			改正後			
	改正前	改正後		懲役	罰金	その他	懲役	罰金	その他	懲役	罰金	その他		
第189条	(新設)	第132条第1項	特定水産動植物の採捕禁止 違法に採捕した特定水産動植物の運搬等											
		第189条第2号												
第190条	(新設)	第34条第1項、第4項	漁業権に付けた条件 漁業権の行使の停止命令 漁業法等に違反する者への停泊命令等 知事許可漁業の無許可操業 知事許可漁業の制限措置 漁業法違反等による知事許可漁業の停止命令											
		第39条第1項、第2項												
		第86条第1項、第4項												
		第92条第2項												
		第131条第1項												
		第57条第1項												
第58条で準用する第47条														
第58条で準用する第54条第2項														
第191条	第67条第11項、第130条第4項	第120条第11項、第171条第4項	委員会指示の裏付命令		1年以下	50万円以下	拘留、科料	1年以下	50万円以下	拘留、科料				
第193条	(新設)	第29条	漁業権の貸付けの禁止											
		第74条第3項	漁業監督公務員の検査の拒否等											
		第124条第4項	無許可での土地の形質の変更等											
		第134条第1項	検査の拒否等											
		第176条第2項	他人の土地に立ち入って行う測量の拒否等											
第195条	(新設)	第58条で準用する第44条第1項、第2項	知事許可漁業の許可に付けた条件											
		第8条、第10条	漁業権又は組合員行使権の侵害											
第196条	(新設)	第72条	漁場の標識の建設等の命令											
		第144条第3号	漁場の標識の損壊等											
		第58条で準用する第50条	知事許可漁業の休業届											
第198条	(新設)	第58条で準用する第49条第2項	知事許可漁業の許可等の失効の届出											10万円以下の過料